

越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度認証審査委員会設置要領

市長決裁 令和3年3月31日

(設置)

第1条 越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度実施要領（以下「要領」という。）

第6条第2項及び第3項で規定する認証項目の適合状況等について、必要な審査を行うため、要領第13条に基づき、越谷市介護人材採用・育成事業者認証制度認証審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、認証項目の適合状況及び認証取消要件の該当について審査する。

(構成員等)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域共生部長
- (2) 地域共生推進課長
- (3) 地域包括ケア課長
- (4) 介護保険課長
- (5) 介護保険課調整幹又は副課長

2 委員会には、委員長を置く。委員長は地域共生部長の職にある者とする。

3 委員長が欠ける場合は、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理することができる。

(開催等)

第4条 委員会は、委員長が招集し開催する。

2 委員会は、前条第1項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を招集して行うことができる。

3 委員長は、緊急又はやむを得ない事情があると認めるほか、必要に応じて、文書その他の方法により委員に意見等を求めることで委員会の開催に代えることができる。

(定足数等)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会を開催することができない。

2 委員会における表決は、出席委員の過半数で決し、同数のときは、委員長が決する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、地域共生部介護保険課に置く。

(秘密の保持)

第7条 委員長は、会の議事のうち、必要に応じて公表しない事項を定めることができる。

2 委員は、会において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 その他、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。